

# 令和5年度第4回豊川市文化財保存活用地域計画協議会 会議録

## 1 開催日時

令和5年10月23日（月） 午前10時00分から午前11時30分まで

## 2 開催場所

音羽庁舎4階教育委員会研修室

## 3 出席した者の氏名

豊川市文化財保護審議会会長	片山 洋
愛知大学文学部教授	山田 邦明
豊橋技術科学大学教授	浅野 純一郎
御油松並木愛護会長（御油松並木保存愛護団体）	天野 保幸
八幡町内会長	五味 靖仁
財賀寺住職（国県指定・国登録文化財所有者）	西本 全秀
豊川市観光協会専務理事兼事務局長	平賀 菜由美
豊川商工会議所事務局次長	佐原 圭子
愛知県県民文化局文化部文化芸術科文化財室主査	浅岡 宏司
豊川市市民部長	鈴木 智彦
豊川市産業環境部長	増田 孝道
豊川市都市整備部長	山本 英樹
豊川市教育部長	前田 清彦

## 4 議題

- (1) 豊川市文化財保存活用地域計画（案）について
- (2) その他

## 5 議題および議事の要旨

### 議題(1) 豊川市文化財保存活用地域計画（序章～第4章）について

事務局

前回の協議会から文化庁との事前協議、文化財保護審議会のご意見、庁内の他部署からの指摘等を踏まえ変更している。

- ・令和5年3月に変更となった文化庁の指針に基づき、第3章は文化財の「特徴」としていたところを「特性」に変えた。

- ・第1章から第4章の間で現状を把握して、第5章で将来像を示し、将来像に向けて今の状況と課題を抽出し、将来像を実現させるための措置を提示するという章立てに改めた。そのため第4章に「文化財に関する既往の把握調査」を追加している。

- ・序章の計画の期間を当初は第6次総合計画に合わせて、12年としたが、次期総合計画は10年とは限らないとの指摘があったので、本計画の期間は10年に改めた。

- ・SDGsとの関係を再度見直し、前回より2つ増やしている。6番「安全な水とトイレを世界中に」、8番「はたらきがいも経済成長も」、15番「陸の豊かさを守る」とするところを「緑の豊かさ」と誤っていたので、訂正した。

- ・第1章の図1-3 豊川市の地質については専門家に確認し、図を差し替えた。

- ・図1-7 豊川市の交通体系に「第二東海自動車道」を追加していた。その他にも説明文に合わせて図やイラストを差し替えた。

- ・「歴史的環境」については、現在、文化財保護審議会でも内容の確認をしている。

- ・第3章①-1を「信仰」という言葉が入ると「自然環境」がぼやけるとの指摘もあったので「本宮山や豊川をはじめとした自然環境と風土」と改めた。

- ・①-2「本宮山麓を中心」という表現だったが、市域全体の古墳を対象としているので「数多く築造された多彩な古墳」という表現に改めた。

- ・②-2「市域に関わる古代の伝承」を「説話が語る古代の三河」に改めた。

- ・③-1「旧東海道をはじめとした市域の街道」を「近世東海道を中心とした街道交通」に改めた。

- ・③-2「河川交通と御馬湊にみる人と物の交流」を「海上交通と河川交通」に改めた。

- ・④-1の「非領国支配」という言葉が一般的ではないとの指摘があったので、「戦国武将の支配と近世における非領国支配の動静」をモノに焦点を置いた「戦国時代から江戸時代の支配の変遷を物語る文化財」に改めた。

- ・④-2「煙火文化」だけでなく他の祭礼行事を含めたほうがよいとのことで、「煙火文化をはじめとした市域各所の祭礼」を「ムラ・マチの祭礼行事」とした。

- ・⑤「本市の近現代の歩みを示す歴史文化」を⑤-1「本市の近代化を支えた産業」と⑤-2「豊川海軍工廠と豊川市」に分けた。

- ・市民アンケートを前回は「現状と課題の整理」のところに入れていたが、市民の意向を考えつつ将来像を設定したので、第4章の把握調査の一つとした。

会長

序章から第4章までで意見があるか。

- 委員 時代区分の表現だが、江戸時代とか鎌倉時代という言い方はあるが、明治時代、大正時代、昭和時代と時代を付けることに少し違和感がある。
- 奈良、平安、鎌倉というのは都の所在地として使っているが、明治・大正などは天皇の代替わりで使われている区分なので個人的には「時代」という表現ではなく、明治期・大正期あるいは、明治・大正などとしてはどうかと思う。
- 事務局 他自治体の事例なども参考にして再検討する。
- 委員 図 1-7「第二東海自動車」を追加することだが、東名高速道路を「第一東海自動車道」と表現することはほとんどない。
- 委員 図 1-6 土地利用方針図と表現を合わせた方がよい。建設部や都市整備部などの道路が必要か、表記の仕方など確認した方がよい。それから、本文中の文章も含めてあまり一般的ではない道路名も使われているので、見直してほしい。
- 委員 バス路線の記載も少し間違っているところがあるので、確認してほしい。
- 委員 図 1-7 市域内の道路を表現していると思うが、道路は市外にも繋がっている。これでは、道路が途中で終わっているように見える。そこも含めて少し手直しすべき。
- 事務局 確認し、訂正する。
- 委員 許勢祖父と石上宅嗣と大江定基と個人名があるが、読める人ほとんどいないのではないか。これにふりがなを振って欲しい。
- また、淡海真人は淡海三船の方が一般的ではないか。
- 事務局 検討する。
- 委員 「中学校区ごとの文化財把握状況」という表のタイトルが付いているので、東部中・南部中など「中」を省いた方が見やすい。
- 委員 同じ表だが、凡例がないとこの○△×記号の意味がわからない。
- 委員 豊橋市では小学校区に全て学校史を作るなど、小学校区のみとまりで考えることが多いが、豊川市が中学校区でくくることにした理由を説明してほしい。
- 事務局 表の書き方や凡例については、検討する。
- 中学校区とした理由は、旧町については、江戸時代からの村を踏襲し、町内会と小学校区がほぼ一緒だが、旧豊川市域では小学校区と町内会の地域が異なっており、校区の歴史を語る上で小学校区では難しいという事情がある。中学校区にすれば江戸時代の村の単位が校区内に収まるため、中学校区としている。
- 委員 SDGs のゴールの 11 番の内容が 4 番と同じになっている。
- 事務局 修正する。
- 委員 説明にもあったが、市民調査結果は設問内容が文化財に関わることなので、既往の調査歴に入れたほうが良い。その方が違和感はなく、構成上も良いのかなと思う。
- 委員 アンケートに関して、図の下にゴシックで設問が書いてあると思うが、本文と表現が違っている。それを読む人が分かるように統一した方が望ましい。
- それからもう一つは、アンケートの分析部分で、まずは設問に触れる文章

がないと理解しにくいと思う。また、関心有無などの分析の方法についての概略をどこかに書いておかないと、読む方が理解しにくい。

事務局

文化財に対する関心の有無によってアンケートを分析しているのは、関心のある人は、おそらく今でもいろいろな文化財に関わっていただけている人たちだと思う。しかし、関心のない人に急に文化財の保存活用に係わってもらうのはなかなか難しいことだと思うので、どちらともいえないと回答した人たちを巻き込んで一緒にできないかという意図で分析した。もう少し分かりやすい表記に修正する。

委員

簡単に言うとそれぞれのアンケートについて、例えば全体の50%だとか、年齢層でこうだとかいうことはわかりやすいと思うが、関心ある人々のうち何%が、という記述は複雑な表現で、それを理解するのはすごく難しかったというのが感想だ。

事務局

修正を検討する。

会長

他に意見がなければ、第5章について事務局に説明をお願いする。

事務局

第5章の将来像について、それに向かって課題と方針を立てて第7章の措置を行うというのが本計画の流れだが、文化庁との協議の中でも前回の将来像では、少し曖昧で何を目指しているのかははっきりしないとの指摘があったので、「歴史文化を継承し、輝くとよかわの未来を担う人づくり」を変更した。この将来像を実現させるために「ともに」を付した4つの方向性を示している。

「輝くとよかわ」というのは第6次総合計画のまちの未来像である。総合計画は「光・人・緑 輝くとよかわ」、その「輝くとよかわ」というのは恵まれた自然と歴史、これまでに築かれた豊かな住みやすさを大切にしながら市民の希望に向かって進むということ。これをこの計画でも意識して将来像として考えた。総合計画に合すると「輝くとよかわ」は後ろに持って行った方が良くと考え、2案作っている。「歴史文化をともにつなぎ 輝くとよかわ」と「歴史文化を次世代に継承 輝くとよかわ」の2つ。「ともに」というのは、方向性でも全てに使用しているが、文化財保護関係者だけでなく様々な関係者と一緒に歴史文化を伝えていきたいということを含んでいる。案2の次世代に継承というのは、市民アンケートで文化財について必要なことを聞いたところ、半数以上が次世代の継承と答えていたので、それを意識した。

序章の用語定義において、文化財というのは文化財保護法上の指定・未指定に限らないとしているが、「歴史文化」という言葉はここで初めて出てくることになる。文化財を取り巻く環境も含めて、歴史文化という位置づけにしている。

2案から選んでいただければと思っている。

会長

この2から選ぶということでよいか。

委員

修正案1と2で「ともに」と「次代」のどちらを選択するかということなのだが、私は「ともに」について前回、意見を言った覚えがある。例えば(方針6)の最後の文章に「これら行政の活動に加え、民間企業とも連携し、伝えるための取り組みを推奨していきます。」とある。「ともに」という言葉は、行政が民間企業と「ともに」としているのではないかと感じられる。他にも市民と「ともに」、観光協会と「ともに」など全部行政が主役で、誰かと「と

もに」と見える。行政はあくまでボクシングで例えるとセコンド役で主役は市民なのだというスタンスをしっかりと見せてもらいたい。

事務局

もちろん主役は市民や民間団体であり、行政は裏方として「ともに」という認識で使っているが、もう少しわかりやすい表現に改めた方がよいか。

委員

しかし、内容は行政が主役と読める文章になってしまっている。生涯学習課所管施設での事業以外の他所のことはあまり出てこない。何か役所のできることにしかしないように感じる。それ以外に文化財の保存活用をする場所はないですよ、と見えて仕方がない。

委員

歴史文化を継承していくというのは当たり前のことで、どのようにやるかが将来像だと思う。しかし、それが見えない。「ともに」以外で要望は言えないのか。私も同じ意見なので、その立場から案2の方が、「ともに」が入っていないという理由で良いと思う。「歴史文化を市民が継承」くらいの案を出すこともできる。方向性も全て「ともに」が入っているので、これを取ると何もなくなって、どういうふうにするのかということがわからなくなってしまふ。方向性についても調べる、守る、の他にも、代替案は何か持っているのか。

事務局

基本的には、調べる、守る、伝える、活かすということは、他の自治体でも同じような内容となっているが、そこに多種多様な人が携わるということを含めて、あえて「ともに」という表現を使った。

委員

文化財の保護という性質上、文化庁がトップダウン的にやるというのは当たり前というか、やり方をしっかり守ってもらわないと困るみたいなところが避けられないということか。要するにボトムアップ的なことを強調するのも良いけれど、結果として行政が監督しているというような形になってしまっているのだと思う。

そうだとすると、「ともに」という言葉を出してしまうと、先ほどの委員が言われたような話に自ずとなってしまうので、あえてこの言葉は使わないというぐらいが、むしろ良い。その代わりに、何かオリジナリティのある言葉をここに入れて、調べ守り伝えて活かせるとよいのだが。例えば、「多世代で調べる」とかか。

委員

私も、「ともに」について、例えば文中に「行政だけでなく・・・、何らかが必要ですよ」と書いてあるところがある。これは、行政はやるけど、他にもという感じに見える。「ともに」というのは、みんなで仲良くやりましょうという意味で事務局としては使われていると思うが、私のようなひねくれ者は一人でもやりたいので、誰かとどのような方法でやるかなどは関係ないと感じている。一人でやってもいいし、「ともに」しなくても調べられる、活かせるわけだから。単純に「調べる、活かす、守る」だけで良いのではないか。

それから「次代に継承」だが、「次代」と言われると自分たちはもう参加できないような気分になってしまう。「次代」という言葉も一定年代以上の方はちょっとショックを受ける言葉であるという気がする。今は人生も長いので「次代」もあまりいい言葉ではなく、1案の「繋ぎ」の方がまだ良い気がする。「次代」の他に何かいい言葉はないか。

事務局

「ともに」は、あえて一緒にやっている感じを出すために使った言葉では

あるが、うまく伝わらないようなのでそれに代わる他自治体の計画と差別化できるような表現があるといいのだが。

委員  
委員

「みんなで」とかはどうか。

修正案で、「ともに」も「次代」も引っかかるし、「みんな」という言葉も、内容的には理解できるが引っかかる。非常に言葉尻が硬い中に、「みんな」というのが良いのかどうかというのもあるので、もう少し考えてもらいたい。どうしても事務局が考えると、やはり行政的な発想が表に見えるということを指摘したい。基本的に「ともに」の中心は市民でしょう。だからその視点でもう少し考えてもらうという方向でお願いしたい。

事務局

今回、この概念図では各種立場の中の1つに行政を置き、真ん中に市民との協働と入れた。本来は市民とのではなく、市民それぞれの立場で協働していくというところが、今のみなさんの意見だったと思う。サイクル概念図について他市だと、例えば浜松市の文化財保存活用地域計画では、行政の立場をこのサイクルから外してしまって、全体を支援する立場という位置づけにしている。このサイクルに合うような措置を挙げているので、今話題に出たように「みんなで」とか、「市民が主役」のような内容になるよう文章表現や概念図を改め、委員のみなさんが言う、市は黒子だということを示せるように修正をかける。

文化財保護審議会でも検討してもらっているので、今日の意見を反映させた修正案を一ヶ月以内に再度示すようにする。より良いものに変えていけたらと思う。

会長  
事務局

他はご意見がないなら事務局から第6章以降の説明をお願いしたい。

第6章では、第5章の将来像に対する現状と課題を示し、将来像を実現するための措置につなげる構成となっている。

第6章の方針が措置と関連付けられているので、第7章も合わせて説明する。「方向性1.『ともに調べる』ための措置」ということで、調査・把握や、学校等における地域調べの現状と課題を挙げ、それに対し、実際にどういった事業ができるかということ措置としている。文化庁の指針に合わせ、事業名、その事業が新規か継続か、取り組みの主体が誰になるのか、財源と取組年度を示している。豊川市の場合、総合計画の実施計画において新規・継続・拡充という区分を用いているので、今行っている事業にプラスするものがあれば拡充と表現した。内容としては既存の文化財台帳の整理や学校教育との連携など全部で10の措置を挙げている。

次に、「方向性2.『ともに守る』ための措置」では、「確実な保存・保管」、「防災・防火対策」、「防犯対策」を挙げている。「防犯対策」については、所有者アンケートで盗難について心配されている所有者が多かったので記載した。特に近年重要な事項であることから第10章に防災・防火と防犯として別に設けている。措置については、重複する内容になっている。

「方向性3.『ともに伝える』ための措置」については、課題から「伝えるための人づくり」、「伝えるための体制づくり」、「情報発信」と捉えて、3つの方針を設けている。

「方向性4.『ともに活かす』」については、様々な場面で文化財の活用として「観光資源」、「活用の機会」に対する措置としている。例えば最近だと

選挙の投票済証を御油のマツ並木や豊川稲荷といった地域の文化財をステッカーとして使っている。こうした文化財を色々な機会に使用してもらえりような措置を挙げている。

会長  
委員

第6章以降について、意見を伺いたい。

「学校教育との連携」に「中学校単位において地域の歴史を調べて教材を作成し、児童・生徒自ら調べて興味関心を持てるよう支援する」とある。先ほど中学校単位には特別な意味があるかと質問したのだが、中学校単位にこだわらなくても良いのではないかと思うので「中学校単位」というのは消してはどうか。

「来訪者による情報発信の推進」事業があるが、「SNS を利用し、来訪者自らが情報発信する仕掛けを検討する」ということで、確かに多くの人に伝える機会にはなるかもしれないが、最近 SNS は誹謗中傷など様々な問題が起きている。例えばあるところに行ってここは酷いとか、このラーメンはまずいとか、そういうことを発信する人が結構いる。だから性善説に基づけば、いろいろな博物館に行って発信することはよいことだが、行政が来訪者に情報発信するように仕向けてその仕掛けを検討することを積極的にやることに不安を感じる。

委員

個人的に SNS などのことは全然分からない人間だが、悪い面が目立つように感じているので、それを加味した表現にしてもらいたい。

事務局

中学校単位としていたが、学校で調査しやすい地域でよいかと思うので、削除する。また、SNS の発信というのも、確かに間違った情報を書かれる怖さもあるので、削除を検討する。

委員

非常によくできた SNS もあり、役に立つ情報もあるが、そればかりじゃないということもある。別に行政が支援しなくても、好きな人は自分で勝手にやってしまうような気がする。

委員

「…寄託を受けますが、保管スペースにも限りがあります。」とある。これは、ミュージアムの保管施設が足りず寄託が十分できるわけではないということだと思う。一つの提案だが、ミュージアムが責任を持つことを前提として、文化財を所有者がミュージアムに寄託し、保管場所が十分でないなら、ちゃんと保管してもらおう約束の上で企業の社長室やロビーに貸し出すということを考えてもらえないか。多くの公的ミュージアムは、自分のところを持っているものを、企業の社長室やロビーに有料で貸し出している。企業も次から次へと飾ってあるものを交換できるし、ミュージアムも保管場所の心配はいらない。所有者が常に自分のところで保管していなくてもどこかの企業の社長室に飾ってあっても問題ないので、そういう仲立ちがミュージアムでできないかなと思う。

それがこの文化財を市民に見せることにもなるし、その会社も文化財に思い入れを感じて何かの時には、文化財を保護してくれるのではないか。

また、「⑤自動火災報知設備、防火壁、防火水槽、等々の設置を促進する」とある。最初に設置するときは国からの補助があるが、その後のメンテナンスが大変だ。防火施設関係というのは毎年、点検の際にバッテリーを変えてくれたとか、電線替えてくれたとか、年々支出が増えている。第10章の防災・防火にも出てくるが、少し市としても補助しないと、防火施設を整備し

でもメンテナンスしていないという所有者も多いのではないかと。

そこに足しになるかはわからないが、寄託文化財を有料で貸し出すことで補助の費用に充てるなどしてはどうか。

委員

理想はわかるが、文化財ということが前提になっている以上、やはりクリアしなければならないことがある。スポンサーになってほしいという視点だけだと、難しいのではないかと。可能な限りということであれば、例えば桜ヶ丘ミュージアムに保管状況を随時知らせてもらうなどの規定を設けないと多分進まないと思う。もしそういうことが管理する上で可能なら、一歩進められるだろうが。

委員

関連して、東京大学史料編纂に資料を借用にいったとき、手続きが非常に複雑で困ったことがある。火事になったら貸し出した古文書も全て無くなってしまうので、まず防災設備があるかどうか確認された。博物館で借り受けるときは、防災設備があるとは思いますが、それでも書類を出させて、教授会などで許可を受けなければならない。今の意見は名案だとは思いますが、社長室に十分な防災設備があるかなど気になってしまう。

委員

十分理解できる意見だが、では、今の所有者がはたしてしっかりと保管できているのか。ただ、倉庫に突っ込んでいるだけの所有者が多いように思われる。それよりは社長室の方がまともだろうと思った。現在、国の補助金を得て造られた収蔵庫に入っているものを貸し出せと言っているわけではない。ミュージアムの保管スペースが足りない、なおかつ一般の所有者の保管状況が不十分な文化財だけに限ってと言っている。

委員

そういうことであれば良いかもしれない。いろいろと知恵を出し合いながら、保存していけるならそれも良いかもしれない。

事務局

この計画が保存のための新しいアイデアのきっかけになるとよい。

委員

確認したいことがある。措置のところで、新規・継続とか、財源について、これはこの計画を作る上で指標として明示しなければならないという前提で進めるということか。

事務局

そうだ。

委員

財源というのは、各所属課を表しているということか。

事務局

市か県か、国かというように区分している。

委員

若干、統一感が取れていないと思う。観光だったり、企画だったり。どこまで書くかは非常に難しいが、書く以上は分かりやすく書いていただきたい。時点も難しいと思う。毎年ローリングしている実施計画もあり、予算の関係もあるので、どこかの段階で各課に確認をとっておいたほうがよいのではないかと。例えばWi-Fiについては、観光の方ではすでに、検討がなされている。

委員

私も同じところで、例えば「…防災・防火訓練を通じて」、と書いてあるが、行政の担当が生涯学習課と警察となっている。庁内だけではなくて、庁外についても確認を取っておいたほうがよい。

事務局

関係者へ確認を取る。

委員

もう一度この第7章についてはしっかり精査された方がよいという気がする。特に、新規・継続のところで、新規と継続が両方載っているのはどういう意味なのか、そのあたりが不明確だということと、また、略称が使われ



ているが、その略称の使い方に統一感がないと感じる。例えば、「ボ」と書いてあって、こちらでは各施設のボランティアで、こちらではボランティアの何とかと書いてある。また「協」と書いてあって、一つは「市民協働」、と試してみたり、もう一方では「文化協会」と試してみたり、バラバラなところがあるので、もしその略称を使って現状のように表の下に表示しておくのであれば、全てを書いた方が見やすいただろうし、ただ、煩雑になるのであれば、第7章の最初なのか、どこかにまとめておいていただいた方がよい。

それから、前期やること、中期やること、後期やることという形で矢印が引っ張ってあるが、例えば前期の途中から矢印が引っ張ってあるところがある。これが間違いなのか前期の途中から始まるのかどうか分からないので、全体的に第7章をもう一度見直していただきたい。

会長  
事務局

特に意見がなければ第8章以降の説明をお願いしたい。

第8章と第9章については、第8章が関連文化財群、第9章が文化財保存活用区域となっており、この計画の中では必須ではない項目となる。本計画においては、市の特性等を踏まえて6つの関連文化財群で構成している。また、詳細については文化財保護審議会でも協議している。これらに対しても課題と措置を設定するが、本日はまだ用意できていない。早急に示す予定だ。

第9章には文化財保存活用区域を示しており、10月20日付で三河国府が国史跡の指定の答申を受けたことも含め、区域を設定している。

第10章は防災・防火と防犯に関する章となっており、災害史・災害に関する地名を掲載している。措置の内容が「ともに守る」ための措置と重複して載せてある。

第11章は文化財の保存・活用の推進体制についてとなる。また、関連団体との体制づくりについても示している。未指定の文化財リストなどは資料編に掲載を予定している。

以上で、計画案の全てとなる。本日の委員のみなさんの意見を受けて見直さなければいけない部分が多々あるが、全体ではこのような形となる。

委員

関連文化財群の図8-2など、文化財の所在が赤点で示されているだけなので、表番号と合わせるように図中にも番号を振っていただきたい。

会長  
事務局

次回の協議会の開催予定は3月か。

その予定ですが、その前に、11月の中旬には、見直しを加え、全部揃ったものを一回送らせていただく。

会長

協議会の回数は限られているし、時間的にもあまり余裕がないので、できるだけ早い時期に送ってもらい、ゆっくり委員の皆さんに読んでもらえる時間があるとよい。

会長

他に意見がないなら、以上で協議は終わらせていただく。それでは、事務局より連絡があれば、どうぞ。

事務局

今日いただいた意見を反映させていただくが、他にも意見があれば、11月6日までに事務局をお願いしたい。次回は、11月上旬を目途に、修正したものを送らせていただく。

今後の予定だが、文化財の保護審議会、教育委員会、市議会に報告し、来年1月5日から1ヶ月間、パブリックコメントを行う予定だ。3月中に来年度の前期申請をするための計画案を完成させるので、3月に再度この協議会

で確認していただくことになる。そして文化庁に送り、確認を経て、来年度の5、6月頃に正式な認定の申請をする。  
本日の協議会につきましては以上となる。

以 上